核兵器禁止条約の発効を歓迎し、署名・批准を求める会長声明

核兵器禁止条約が、2021年1月22日に発効した。発効するとは、条約の法的拘束力が発生するということである。

核兵器禁止条約は、核兵器を全面的に禁止するものであり、国連において、2017年7月7日に採択され、2020年10月24日にホンジュラスが批准したことで、批准国(加入国を含む。)が発効に必要な50か国に達し、同条約第15条に基づき、90日後の2021年1月22日に同条約が発効することとなった。

核兵器禁止条約の発効は「核兵器も戦争もない世界」を実現する上で、画期的な一歩となるものである。核兵器条約により核兵器は、開発も、実験も、保有も、移譲も、使用も、使用するとの威嚇もすべて禁止されることになる。核兵器は、全面的に違法化されるのである。

核兵器禁止条約の背景にある思想は、核兵器が使用されれば、人類社会に壊滅的な人 道上の被害が発生し、最悪の場合人類が滅亡する以上、禁止されなければならないし、 廃絶しなければならないとの思想である。核兵器は、全世界の国民の「平和的生存権」 を侵害する兵器なのである。

そのため、核兵器禁止条約により、核兵器は、毒ガス(化学兵器)や細菌(生物兵器)や対人地雷、クラスター爆弾と同様に、使ってはならない兵器、持ってはならない兵器とされるのである。

ただし、核兵器禁止条約は非加盟国を拘束しないため、核兵器保有国は、直接この条約に縛られる訳ではない。また、日本国のように、核兵器を自国では保有していないが 核保有国のいわゆる「核の傘」の下にある国々も核兵器禁止条約に直接縛られるわけで はない。

しかし、国連加盟国の193カ国の約63%にあたる122カ国が採択に賛成し、50カ国が現実に加盟している核兵器条約は厳然と存在している。それにもかかわらず、核兵器を使用し、使用の威嚇をし、核実験を行うことは、その核保有国は、国際社会により、「違法な行為を行う国家」との誹りを免れないこととなる。その意味で核兵器禁止条約は、核兵器保有国の行動を制約しうるものであり、決して無力、無意味なものではないのである。

当会は、核兵器禁止条約の発効を心から歓迎する。

そして、当会は、日本国政府に、早期に本条約の署名・批准を求める。

少なくとも、署名・批准へ第一歩として、まずは、核兵器禁止条約発効後の締約国会議へオブザーバーとして参加することを求めるものである。

2021年2月18日 茨城県弁護士会 会長 小沼 典彦